

四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 5 7 号

四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則（平成 2 7 年四日市市規則第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
	<p><u>（特定任期付職員業績手当）</u></p> <p><u>第 4 条 条例第 7 条第 4 項に規定する特に顕著な業績を挙げたかどうかは、同条第 2 項又は第 3 項の規定により特定任期付職員の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。</u></p> <p><u>第 5 条 特定任期付職員業績手当は、1 月 1 日（以下「基準日」という。）に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）にその者の特定任期付職員としての業務に関し、特に顕著な業績を挙げたと認められる者に対し、当該基準日の属する月の四日市市職員</u></p>

	<u>の期末手当及び勤勉手当に関する規則</u> <u>(平成20年四日市市規則第21号)</u> <u>第21条に規定する期末手当の支給日</u> <u>に支給することができる。</u>
<u>第4条</u> (略)	<u>第6条</u> (略)
<u>第5条</u> (略)	<u>第7条</u> (略)
<u>第6条</u> (略)	<u>第8条</u> (略)
<u>第7条</u> (略)	<u>第9条</u> (略)

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(総務部人事課)